

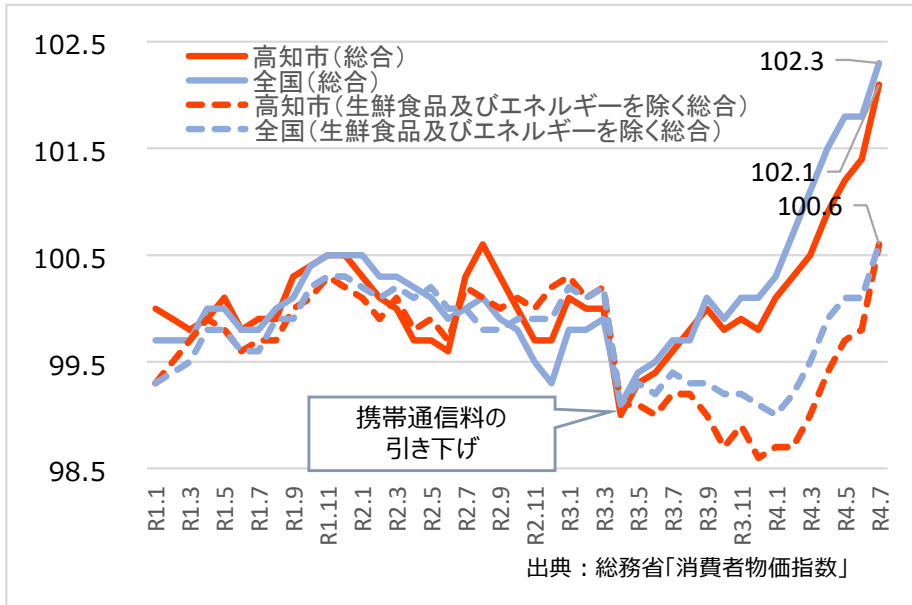
物価高騰等に関する提言

令和4年10月21日

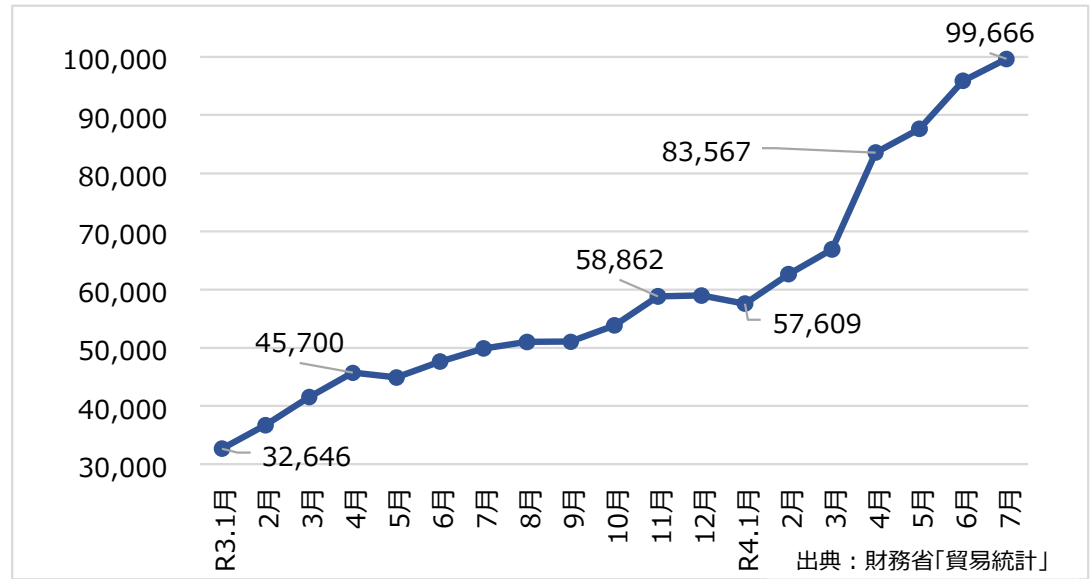
高 知 県

原油・原材料等価格高騰による影響

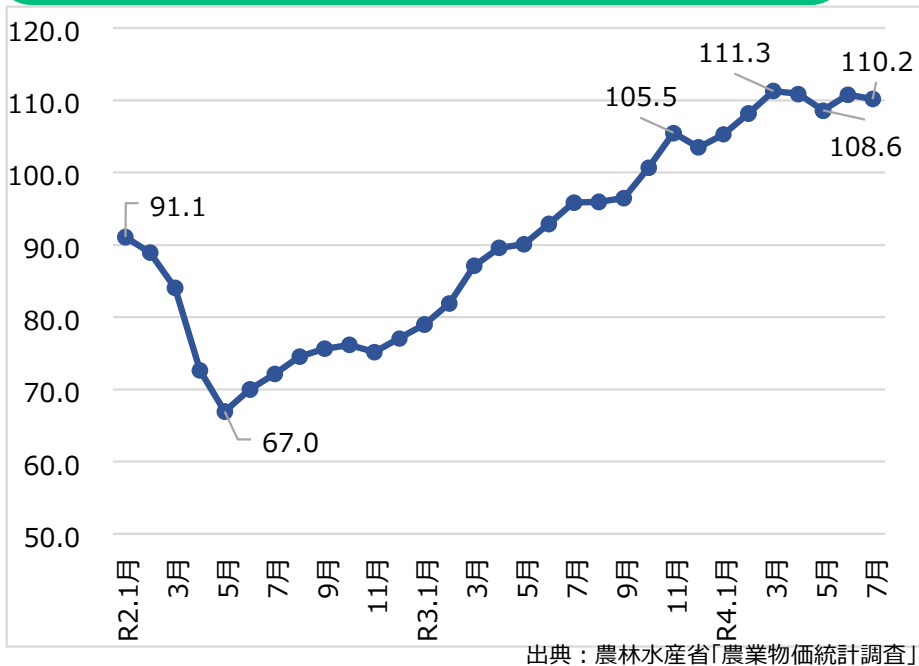
① 消費者物価指数の推移 (令和2年=100)



② 原油価格 (円/キロリットル) の推移



③ A重油価格 (円/リットル) の推移



④ 本県における各分野への主な影響

〈農業〉

- ・施設園芸等は、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を受けやすい。
- ・トウモロコシを主原料とする配合飼料や輸入乾牧草の価格が令和4年6月には価格上昇前の令和2年に比べて約1.5倍に上昇。

〈水産業〉

- ・燃油高騰による生産コストの増加を販売単価に転嫁することが難しく、経営を圧迫。
- ・重油を燃料とするボイラーを使用している宗田節やシラス加工事業者等は、重油価格の高騰により負担が増加。

〈運輸業〉

- ・バス、路面電車、鉄道、タクシー、トラックなどの運行経費が原油価格高騰の影響により増加。

ポイント

原油などの価格高騰の長期化が地域における施設園芸農家や漁業者、中小企業・小規模事業者等の事業継続を脅かすことから、生活や社会経済活動への更なる支援に全力で取り組んでいくための提言。

提言内容

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる充実

→今後も影響を受ける生活者や事業者を継続的に支援するとともに、感染拡大により落ち込んだ地域経済の活性化に向けた取組を推進することができるよう、同交付金を継続するとともに必要に応じて増額すること。

また、同交付金について、地域の実情に応じた継続的な支援を可能とするため、本年度に着手した事業の繰越を認めるなど柔軟な運用を図ること。

2. 社会福祉施設・医療機関等における物価高騰への支援の拡充（早期の報酬・公定価格・措置費等の改定等への適切な反映）について

→社会福祉施設・医療機関等のサービス等が安定的に供給できるよう、経営実態調査等により物価高騰の影響を個別・具体的に把握し、介護・障害報酬、診療報酬、措置費単価及び公定価格等の臨時的な改定等を早急に実施し、全ての事業者の報酬等に適切に反映するほか、国において全国一律の助成を行うなど、地方創生臨時交付金以外の制度を創設すること。

3. トラック運送事業者の負担の軽減

→トラック運送事業者について、適正な運賃收受のための荷主等への周知など、これまでの国の取組の継続・徹底を図るとともに、高速道路料金のさらなる割引など、負担軽減のための施策を講じること。

4. 国のコロナ対策融資の償還期間延長等

→国のコロナ対策融資の償還期間等の延長及び追加保証料の補助を実施すること。

また、国及び各自治体が独自に実施したコロナ対策融資を借換可能な超長期の借換融資制度を創設すること。

提言内容

5. 適正な価格転嫁を進める環境整備

- 中小企業が適正な価格転嫁を進めることができるよう、買ったときに対する監視の強化など、取引環境のより一層の改善に取り組むこと。
- 生産資材のコスト上昇分を農水産物の価格に反映できるよう取引環境のより一層の改善に取り組むこと。

6. 施設園芸等燃油価格高騰対策の継続

- 消費地に新鮮な野菜や果樹などを安定的・継続的に供給し、施設園芸農家の不安と負担を軽減するため、令和4年度までとされているハウス加温用燃油及び茶加工用燃油にかかる施設園芸等燃油価格高騰対策を継続すること。

7. 漁業経営セーフティネット構築事業の漁業者負担の軽減や弾力的な運用

- 漁業者は、依然として燃油や養殖用配合飼料の価格高騰等により厳しい経営状況にあることから、セーフティネット発動時の漁業者負担の割合を軽減すること。
- また、漁業者が安定的に制度を活用できるようにするため、年度途中で積立金を積み増しができるよう弾力的な運用に努めること。

8. 配合飼料価格安定制度の充実

- 配合飼料の輸入原料価格が上昇した際に上昇分を補填する配合飼料価格安定制度について、配合飼料価格が高止まりしている状況においても一定額の補填が発動するよう、発動条件を見直すこと。

9. 都府県の酪農経営における所得確保対策の継続

- 酪農経営の収支は11月の乳価改訂後もマイナスと見込まれることから、令和4年度予備費で実施される国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策について、乳価改訂後の11月以降も継続して実施すること。

提言内容

10. 肉用子牛生産者補給金制度の充実

→肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度について、補給金の算定に用いられる平均売買価格を現在の全国一律から地域ブロックでの算定に見直すこと。

11. カーボンニュートラルの実現

(1) 民生部門の脱炭素化

→物価高騰の状況下にあっても民生部門の脱炭素化を強力に進めるため、国において、家電エコポイントの創設などの省エネ性能の高い商品への買い換えに対する支援策を実施すること。また、国民のライフスタイル転換を強力に推進していく必要があるため、国が大規模な普及啓発を行うこと。

(2) 運輸部門の脱炭素化

→E V、F C V等の購入補助及び充電インフラの整備補助について、補助金利用者が切れ目なく利用できるよう十分な予算を確保すること。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

→太陽光発電設備の導入を促進するため、「ストレージパリティ（蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットのある状態）の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」について十分な予算を確保すること。

12. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の継続

→「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、事業を着実に推進すること。